

岩手県市町村総合事務組合規程第1号（令和4年8月30日）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の福祉事業に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 奨学援護金は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が16,000円以下である者に支給する。次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった者についても、同様とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めたものに限る。以下同じ。）に<u>在学する者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第4号において同じ。）を受ける者若しくは職業能力開発促進法第27条に定める職業能力開発総合大学校におい</u></p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第10条 奨学援護金は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に該当するに至った日における当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が16,000円以下である者に支給する。次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該各号に規定する補償に係る年金補償基礎額が、同日において16,000円を超えており、同日後16,000円以下となった者についても、同様とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあつては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると管理者が認めるものに限る。以下同じ。）に<u>在学する者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する普通職業訓練（短期課程のものを除く。）若しくは高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第4号において同じ。）を受ける者、同法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進</u></p>

改正前	改正後
<p>て職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。）<u>を受ける者</u>（以下「在学者等」という。）であって<u>学資等</u>の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部<u>若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者</u> 月額 18,000円</p>	<p>法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。）<u>を受ける者又は公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの</u>（以下この条において「<u>教育訓練等</u>」という。）として<u>管理者が定めるものを受ける者</u>（以下「在学者等」という。）であって<u>学資又は職業訓練若しくは教育訓練等に要する費用</u>（以下この項において「<u>学資等</u>」という。）の支弁が困難であると認められるもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、<u>専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第1類の普通職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められ</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) 大学、高等専門学校第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に<u>在学する者又は公共職業能力開発施設において職業訓練（前号に掲げるものを除く。）</u>を受ける者若しくは<u>職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者</u> 月額 39,000円</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(遺族特別援護金の支給)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 公務上の死亡の場合 <u>1,860万円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、条例第17条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 公務上の死亡の場合 <u>1,860万円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は法施行規則別表第3に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区</p>	<p><u>る者を対象とする教育訓練等を受ける者</u> 月額 18,000円</p> <p>(4) 大学、高等専門学校第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に<u>在学する者、公共職業能力開発施設において職業訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。）</u>、<u>職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者又は前項第1号の公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者（前号に掲げる者を除く。）</u> 月額 39,000円</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(遺族特別援護金の支給)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 遺族補償年金の受給権者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 公務上の死亡の場合 <u>1,735万円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 遺族補償一時金の受給権者で、条例第17条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 公務上の死亡の場合 <u>1,735万円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 遺族補償一時金の受給権者で条例第17条第2項第3号に該当する者のうち、職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は法施行規則別表第3に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある3親等内の親族 次に掲げる場合の区</p>

改 正 前	改 正 後
分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 公務上の死亡の場合 <u>1,302万円</u> イ (略) (4) 遺族補償一時金の受給権者で条例第 17条第2項第3号に該当する者のう ち、前号に掲げる者以外のもの 次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次 に掲げる額 ア 公務上の死亡の場合 <u>744万円</u> イ (略) 3 (略)	分に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 公務上の死亡の場合 <u>1,215万円</u> イ (略) (4) 遺族補償一時金の受給権者で条例第 17条第2項第3号に該当する者のう ち、前号に掲げる者以外のもの 次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次 に掲げる額 ア 公務上の死亡の場合 <u>695万円</u> イ (略) 3 (略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条第2項各号アの規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金については、なお従前の例による。ただし、施行日から令和5年3月31日までの間に支給すべき事由の生じた遺族特別援護金に係る同項各号アの規定の適用にあつては、同項第1号ア及び第2号ア中「1,735万円」とあるのは「1,795万円」と、同項第3号ア中「1,215万円」とあるのは「1,255万円」と、同項第4号ア中「695万円」とあるのは「720万円」とする。